

(様式 1)

羽 こ 政 第 426 号

令 和 4 年 4 月 21 日

文部科学大臣 殿

大阪府羽曳野市長 山入端 創

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 1 2 条第 4 項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

羽曳野市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和 4 年度～令和 6 年度（3 年間）

(担当)

羽曳野市こどもえがお部こども政策課

住所：大阪府羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号

電話：0 7 2－9 5 8－1 1 1 1

メールアドレス：kodomoseisaku@city.habikino.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

--

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

--

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

埴生幼稚園において、平成30年度に3歳児保育がはじまった当初、園児数も少なかったため、遊戯室を保育室として利用してきたが、園児数の増加に伴い、保育のあり方について検討したところ、新たに保育室を増築し保育室を確保するとともに、遊戯室を本来のあるべき形態に戻すことが最善であると判断し、整備を行うものです。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		13 校
中学校		5 校
義務教育学校		1 校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		9 園
幼保連携型認定こども園		2 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	20 箇所
	学校武道場	5 箇所
	社会体育施設	15 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和2年度
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年度

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後、目標達成の度合いを計測し、評価結果を市のホームページ等で公表する。
--

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]